

運動部活動に係る活動方針

平成30年9月26日
行方市立玉造中学校

1 策定の趣旨

「運動部活動の運営方針」は、本校の運動部活動を主な対象とし、全ての生徒にとって望ましい運動・スポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、競技種目等に応じた多様な形で実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにする。
- 運動部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めること。
- 学校全体として、運動部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めること。

2 新たな運動部活動に向けての運営方針

(1) 学校教育の一環としての運動部活動

- ① 運動部活動は、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、計画的に実施するものである。
- ② 運動部活動は、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運営を図っていく必要がある。
- ③ 学校は、PTA総会やHP等を利用して、学校としての運動部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

(2) 適切な運営のための体制整備

- ① 運動部活動の方針の策定等
「学校の運動部活動に係る活動方針」及び「活動計画」を公表する。
- ② 運動部活動の指導・運営に係る体制の構築
 - ア 生徒の安全確保、指導内容の充実、顧問の業務の適正化を図る観点から、円滑に運動部活動の運営ができるよう、運動部活動の数の調整を図る。
 - イ 運動部活動の運営に関する校内組織体制として「部活動運営委員会」を設置し、保護者や地域のスポーツ等関係者、学校医等も加え練習内容や時間（量）、学校・保護者・地域間の連携方策について、十分な理解と協力を得る。
 - ウ 各運動部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、状況の把握に努める。
 - エ 各学校において、近隣の学校間における連携を充実させ、指導に関する情報等の共有を図る。

(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ① 適切な指導の実施
 - ア 文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」(H25.5)に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、市教育委員会とは、学校における取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。
 - イ 運動部顧問は、科学的な見地に基づき、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習は、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正し

く理解する。

ウ 運動部活動の運営をマネジメントしていく観点から、運動部活動経営の「RPDCAサイクル」を着実に実施する。

エ 運動部顧問は、活動目標、指導方針、試合等、具体的な活動内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝える。

オ 校長び運動部顧問は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、運動部活動の実施について適切に判断すること。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わないこと。

② 運動部活動用指導手引の普及・活用

運動部顧問は、茨城県中学校体育連盟が各専門部に配付する中央競技団体の指導手引きを活用して(3)①に基づく指導を行う。

(4) 適切な休養日等の設定

- ① 学期中は週当たり2日以上 of 休養日を設ける。（平日は原則月曜日を休養日とし、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日で確保する。）
- ② 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ③ 1日の活動時間は、平日2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- ④ 朝の活動は行わない。
- ⑤ 全国中学校体育大会及び県新人体育大会の予選を含む試合前は、校長のリーダーシップの下、十分に活動時間等の調整をする。
- ⑥ 「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定にあたっては、市の策定した方針に則り、各運動部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底する。
- ⑦ 定期試験等の実施前の2日間を運動部活動休養日として設定する。

(5) 学校単位で参加する大会等の見直し

茨城県中学校体育連盟及び市教育委員会が定める大会数の上限の目安等を踏まえ、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

(6) 文化部活動について

文化部活動においては、文化部活動の特性を踏まえつつ「(2)適切な運営のための体制整備」及び「(4)適切な教養日等の設定」について準じた取扱をする。